

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための 平成20年度実施計画(概要)

資料9

平成 20年 6月18日
経 済 産 業 省

1. 特許審査迅速化のための実施計画の達成状況及び20年度目標

	19年度目標	19年度実績	20年度目標
1次審査件数	31.3万件以上	32.0万件	33.6万件以上
審査順番待ち期間	28ヶ月以内	28ヶ月	29ヶ月台

2. 現状

- ◇ 世界的に特許出願件数は急増。各国で重複して審査される出願も増加。
- ◇ 海外から日本への出願件数の増加によるワークロードの増大。
- ◇ 審査請求期間の短縮(7→3年)により審査請求件数は大きく増加。
- ◇ 審査の着手時期についての出願人のニーズも多様化。

3. 具体的取組

- ワークシェアリングの推進や国際的な特許制度の調和の推進。
 - － 特許審査ハイウェイの利用案件の増加(米、韓、英、独)、対象国の拡大(デンマーク、カナダ、露、豪、欧州特許庁)を目指す。
 - － JP-FIRST(外国特許庁で我が国の早期審査結果を活用)を開始。
 - － 米国における特許法改正の動きを注視しつつ、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」の早期の合意を目指し、引き続き議論をリード。
- 審査の一層の効率化を推進し、審査基準の予見性、透明性を高めつつ、出願・審査請求等の権利活動の適正化を促進。
 - － 必要な審査官の確保。技術的専門性を備えた人材の専門補助職員としての採用を強化。
 - － 先行技術文献調査の外注拡大(21.3万件→22.4万件以上)。
 - － 特許審査の予見性を高めるため、審査基準専門委員会(仮称)を設置し、審査基準を定期的により透明性高く見直す。
 - － 出願内容の事前チェックの徹底を促し、世界的視野での出願戦略を推進。
 - － 特許出願件数や審査実績の経年情報等を取得できる「特許戦略ポータルサイト」の利用拡大。企業の知財戦略立案に資する情報提供の推進。
 - － 引用文献情報の充実等、特許電子図書館(IPDL)の機能を強化。
- 審査の迅速化にあたっては、出願人の審査着手時期に関する多様なニーズに応じた柔軟な審査体制を構築し、審査の質の維持・向上にも努める。
 - － 出願人の多様なニーズに応え、現行の早期審査制度よりも更に早いスーパー早期審査制度を試行。
 - － 審査基準の運用に関する技術分野横断的な分析結果を審査官にフィードバックするなどの品質監理を通じた特許審査の質の維持・向上。

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成 20 年度実施計画

平成 20 年 6 月

特 許 庁

1. はじめに

特許審査迅速化については、16 年 5 月、「知的財産推進計画 2004」において、審査順番待ち期間を「最終的にはゼロとする」ことを目指して、「ピークを迎える 5 年後(中期目標(2008 年))においても 20 ヶ月台に留めるとともに、10 年後(長期目標(2013 年))には、世界最高水準である 11 ヶ月を達成」することが定められた。この目標を達成するために、これまで、毎年の知的財産推進計画においては、目標達成のための実施計画を策定することとされており、特許庁は、16 年度以降、毎年、実施計画を策定し、審査体制の強化や先行技術文献調査のアウトソーシングの拡充等の審査処理の促進(OUT対策)、出願・審査請求構造の適正化(IN対策)等の総合的な施策の実施に努めてきたところである。

知的財産立国の早期実現に向け、本年度も引き続き特許審査迅速化を確実に実行していくため、「知的財産推進計画 2008」を踏まえつつ、20 年度の特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための実施計画を定めることとする。

2. 現状

ITの進展による特許の検索環境の進化や、経済のグローバル化、技術の高度化・複雑化を背景に、知的財産に対する国際的な企業等による意識の高まりもあいまって、近年、先進国・途上国を問わず、世界的に特許出願件数は急増している。また、世界の特許出願件数のうち約 4 割は非居住者の出願となっており、各国で重複して審査される出願も増加している。したがって、各国特許庁におけるワークシェアリングを推進することや国際的な特許制度の調和が一層重要となっている。

我が国においては、産業の再編や企業の出願戦略の変化を背景に、特許出願件数自体は若干減少の傾向にある。しかしながら、R&D投資の拡大を踏まえれば、今後、出願件数は増加に転じる可能性があり、また、出願 1 件あたりのワークロードが高い海外から日本への外国出願件数は増加傾向となっていることから、結果として、ワークロードは更に増大すると見込まれる。さらに、審査請求期間を 7 年から 3 年に短縮した特許法改正(13 年 10 月施行)の影響により 16 年以降大幅に増加した審査請求の処理にあたることとなるため、当面、審査順番待ち期間の長期化が避けられない状況となっている。したがって、ワークシェアリングの推進とともに、審査の一層の効率化を推進し、審査基準の予見性・透明性を高めつつ、出願・審査請求等の権利活動の適正化を促進することが重要である。

また、グローバルな出願や最先端分野などにおいては、更に早期な審査の実施を望む声があるなど審査の着手時期についての出願人の多様なニーズがあることから、ニーズに応じた柔軟な審査体制を構築しつつ、審査の質の維持・向上にも努めながら、審査の迅速化を推進することが重要である。

3. 目標

上記の現状を踏まえ、特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための総合的な取組を実施する。

中・長期目標達成に向けた5年目である今年度においても、以下の施策を積極的に展開していくことにより、特許出願の一次審査を昨年度を上回る33万6千件(昨年度約32万件)を行い、これにより、特許出願の審査順番待ち期間を29ヶ月台(昨年度約28.3ヶ月)にとどめることを目指す。

4. 具体的取組

(1) 外国特許庁間のワークシェアリングの推進や国際的な特許制度の調和

① 特許審査ハイウェイを含む特許庁間の審査結果、サーチ結果の相互利用の推進

特許審査ハイウェイについては、既に試行又は本格実施しているアメリカ、韓国、イギリス、ドイツにおける特許審査ハイウェイ利用案件数を増やすべく、その普及を図るとともに、対象案件について、着実な審査処理を行う。加えて、特許審査ハイウェイのネットワーク化を図るべくデンマーク、加、露、豪、欧州特許庁等に参加を働きかけ、対象国の拡大を目指す。

また、我が国から国内のみならず他国に対しても行われる特許出願について、まず、国内で早期に審査を行い、外国特許庁でその結果を活用して迅速な特許化を図る取組(JP-FIRST)を20年度から開始する。

このような各国特許庁の審査結果、サーチ結果の相互利用を推進する。

② 特許制度の実体的調和

18年11月に日本主催による先進国会合において作成された、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」の条約草案について、先発明主義の見直しを含む米国における特許法改正の動きを注視しつつ、早期の合意を目指し、引き続き議論をリードする。

③ 三極間における出願様式の統一

日米欧三極特許庁により策定された出願明細書の三極共通出願様式について、PCT¹実施細則及び国内規則の改正など必要な準備を行い、我が国においては21年1月からの運用開始を目指し、当該様式が電子出願に関するWIPO(世界知的所有権機関)標準に採用されるように各国への働きかけを行う。

¹ 特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)。複数国における特許の取得に関し、その手続を簡便かつ効率的なものとするための条約。

(2) 審査迅速化・効率化に向けた更なる取組

① 必要な審査官の確保及び研究開発や審査の経験者の補助職員としての活用

20 年度も引き続き、必要な審査官の確保に努める。また、16 年度採用の任期付き審査官が任期満了を迎えることに対応するため、再採用のための措置の実施等の必要な取り組みを行う。

また、ポスドクターや研究者OB等の研究開発活動の経験者や審査・審判経験者等の技術的専門性を備えた人材の専門補助職員としての採用を強化し、先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等の業務において活用する。

② 先行技術文献調査の民間外注の拡大

先行技術文献調査の外注について、登録調査機関の受注能力に応じ、19 年度 21 万 3 千件から 20 年度 22 万 4 千件以上に拡大するとともに、そのうち審査効率の高い対話型外注について、19 年度 16 万 9 千件から 20 年度 18 万件以上に拡大する。

(3) 多様なニーズに応じた柔軟な特許審査の推進や特許審査の質の維持・向上

① 出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査の推進

特許審査の迅速化を図りつつ、権利化の時期についての出願人の多様なニーズに応え得る審査制度を整備するため、20 年度から、現行の早期審査制度よりも更に早い超早期審査制度の試行を行う。

② 審査に関する品質監理の推進

特許審査の迅速化を図りつつ、その質の維持・向上を実現するため、特許庁に 19 年 4 月に設置した「品質監理室」を中心に、審査基準の運用に関する技術分野横断的な分析結果を審査官にフィードバックするなどの品質監理を通じて、特許審査の質の維持・向上に努める。また、主要国特許庁間で特許審査の品質監理手法について意見交換を行い、我が国特許庁の品質監理にも活用する。

③ 先行技術文献調査精度の一層の向上

20 年度から、最近出願が急増している中国・韓国等における特許文献を審査用検索システムに蓄積するための取組を開始する。

(4) 審査基準の予見性の向上や出願・審査請求等の権利活動の適正化の促進

① 審査基準の透明性・予見性の更なる向上

20 年度中に特許審査に関する運用の在り方を検討するため、幅広い関係者からなる審査基準専門委員会(仮称)を設置し、審査基準を定期的により透明性高く見直すことにより、特許

審査の予見性を高める。また、審査基準の各項目間及びそれらと関係の深い事項とをハイパーテキスト化すること等により、審査基準等の視覚化・構造化を行う。

②出願・審査請求構造の改革

1) 出願内容の事前チェックの徹底を促進

研究開発効率の向上、事業リスクの低減等の観点から、19 年において 48.9%となっている我が国の国内出願の特許査定率について、特許とならない審査請求の比率を 2 割程度削減することを念頭に、研究開発段階、出願前、審査請求前に、適時適切な先行技術調査を実施することを奨励する。例えば、先行技術文献情報開示制度の運用を徹底するとともに先行技術調査が不十分と思われるケースを出願人にフィードバックすること等により、権利取得に至らない特許出願・審査請求を削減し、質の高い特許を重点的に取得することを促す。また、審査請求を行ったがその後権利化の必要性が低下したものについて出願取下・放棄制度（審査請求料の一部返還制度）の利用を推奨する。

2) 世界的視野での出願戦略の推進

海外事業戦略の強化、意図せざる技術流出防止の観点から、海外への出願比率 3 割の実現を念頭に（18 年：23%）、世界的視野での戦略的な出願を奨励する。例えば、「特許出願技術動向調査」を通じた情報提供等、海外における権利取得に役立つ情報の提供を推進する。

3) 実効ある社内責任体制の整備

知財戦略、事業戦略及び研究開発戦略を三位一体で推進する観点から、知財戦略に一元的に責任を有する者 CPO（Chief Patent Officer）、CIPO（Chief Intellectual Property Officer）の設置など、企業内における知財体制整備を奨励する（一元的な管理体制）。

③企業や業界との意見交換の実施

20 年度においても、引き続き、出願上位企業を中心として、特許庁幹部等と企業や業界の幹部等との意見交換を着実に実施する。

④「知財戦略事例集」の普及・啓発

知的財産の創造・保護・活用の各段階における管理手法、管理体制の在り方等を取りまとめ、19 年 4 月に公表した「知財戦略事例集」の普及、啓発を通じ、企業の知財戦略の深化と技術経営力の強化を奨励する。

⑤企業の知財戦略立案に資する情報提供の推進

「特許行政年次報告書 2008 年版」において、特許制度利用上位企業について、特許査定率、海外出願率等の情報を提供する。また、企業の知財戦略策定に資するよう、20 年度から、各

企業の特許出願件数や審査実績の経年情報等のデータを取得できる「特許戦略ポータルサイト」の利用の拡大を図る。

⑥高度な検索環境の整備

20 年度から、特許電子図書館 (IPDL) に特許審査において利用された先行技術を示す引用文献情報を充実する。また、特許分類に慣れていない研究者が簡単に検索できるようにするためのシステムについての研究開発を推進する。

⑦検索エキスパートの育成の強化

産業界の要望を踏まえ、全国の企業等における先行技術調査能力・審査結果予測能力を高める観点から、(独)工業所有権情報・研修館において、検索エキスパート研修の一部を 19 年度に引き続き地方で開催する。また、技術分野別の研修については開講する技術分野の見直しを行う。

⑧先行技術調査者の能力向上

研究開発効率の向上と出願適正化のために企業等の先行技術調査者(サーチャー)の実務能力評価とインセンティブを高めるための「特許検索競技大会 2008」を(独)工業所有権情報・研修館において開催する。

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成 19 年度実施計画の達成状況

平成 20 年 6 月
特 許 庁

1. 目標及び達成状況

19 年度の実施計画においては「特許出願の一次審査を昨年度を上回る 31.3 万件以上行い、これにより、特許出願の審査順番待ち期間を 28 ヶ月台にとどめる」ことを目標とし、その実現に努めた。

その結果、一次審査件数は、約 32.0 万件となり、目標を達成した。また、特許出願の審査順番待ち期間は 28.3 ヶ月にとどまり、計画を達成することができた。

2. 具体的取組

(1) 審査迅速化・効率化に向けた更なる取組

① 任期付審査官の増員など、必要な審査官の確保

20 年度までの 5 年間で約 500 人の任期付審査官の確保を目指し、5 年目である 20 年度も 19 年度同様 98 人を増員し、これにより、通常審査官を含め、19 年度と比較し 113 人増員した。

② 先行技術文献調査の民間外注の拡大

19 年度は、新規の 2 機関を含め、6 機関に対して合わせて 21 万 3 千件の先行技術文献調査外注を実施した。そのうち、審査効率の高い対話型外注については、16 万 9 千件を実施した。外注件数、対話型外注件数のいずれも計画を達成した。

(2) 特許審査の質の維持・向上

① 審査に関する品質監理体制の強化

特許審査の迅速化を図りつつ、その質の維持・向上を実現するため、特許庁に 19 年 4 月に設置した「品質監理室」において、技術分野横断的な品質監理の手法を整備し、審査官に品質の分析結果をフィードバックするなど、品質監理体制を強化した。また、主要国特許庁間で特許審査の品質監理手法について意見交換を開始し、我が国特許庁の品質監理にも活用した。

② 先行技術文献調査精度の一層の向上

19 年度は、出願が増加している光ディスク、フラットパネルディスプレイなど重要技術 4 分野について、学術文献等 DB を構築するためのデータ整備を行った。

(3) 企業における戦略的な知財管理の促進

① 出願・審査請求構造の改革

研究開発効率の向上、事業リスク低減の観点から、研究開発段階、出願前、審査請求前に、

適時適切な先行技術調査を行うことを推奨するとともに、海外事業戦略の強化、意図せざる技術流出防止の観点から、国内への出願の必要性を十分に検討するとともに、海外にも出願する出願の割合を増やすことを推奨した。さらに、知財戦略、事業戦略及び研究開発戦略を三位一体で推進する観点から、知財戦略に一元的に責任を有する者 CPO (Chief Patent Officer)、CIPO (Chief Intellectual Property Officer) の設置など、企業内における知財体制整備を推奨した。

(特許査定率: 18 年 48.5%→19 年 48.9%、グローバル出願率: 17 年 22%→18 年 23%)

②トップ懇談等の着実な実施

出願上位企業を中心として、特許庁長官・特許技監と企業経営層及び業界団体との意見交換に加え、特許庁幹部と企業の知財責任者との意見交換を延べ 100 回以上実施した。

③「知財戦略事例集」の普及・啓発

知的財産の創造・保護・活用の各段階における管理手法、管理体制の在り方等をとりまとめ、19 年 4 月に公表した「知財戦略事例集」の普及、啓発等を通じ、企業の知財戦略の深化と技術経営力の強化を奨励した。

④企業の知財戦略立案に資する情報提供の推進

「特許行政年次報告書 2007 年版」において、特許制度利用上位企業について、特許査定率、海外出願率等の情報を提供した。また、企業の知財戦略策定に資するよう、各企業の特許出願件数や審査実績の経年情報等のデータを取得できる「特許戦略ポータルサイト」の予備試行を、平成 20 年 3 月に開始した。

⑤高度な検索環境の整備

19 年度中に、特許電子図書館 (IPDL) に平均検索対象ページ数が 4 倍増となる全文テキスト検索機能を追加した。

⑥検索エキスパートの育成の強化

産業界の要望を踏まえ、その先行技術調査能力・審査結果予測能力を高める観点から、(独)工業所有権情報・研修館において、審査官端末と同等のサーチ端末を用いて実施している研修について、19 年度から受講定員を増やし約 230 名が受講した。また、新たに技術分野別(機械、化学、情報、通信)に開催した。

(4)外国特許庁との協力

①特許審査ハイウェイの更なる展開

韓国、イギリス、ドイツとの間で特許審査ハイウェイを開始するとともに、アメリカについては試行から本格実施へ移行した。更に、対象案件については着実な審査処理を行った。これにより、特許審査ハイウェイのネットワーク化を促進した。

また、審査の迅速化・効率化に資するべく、19 年 3 月に策定した「外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用ガイドライン」の周知を図り、外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用を促進した。

②特許制度の実体的調和

18 年 11 月に日本主催による先進国会合において作成された、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」の条約草案について、19 年 9 月の先進国全体会合にて、先願主義移行、グレースピリオド拡大等が含まれる議長提案の項目リストについて議論、各国間で一定の理解が得られたものの、一部項目につき意見が相違、更なる検討を進めることに合意した。

③三極間における出願様式の統一

18 年 11 月に合意された三極特許庁間で共通の出願明細書様式（共通出願様式）について、19 年 4 月から 8 月にかけて、三極特許庁及びユーザーによる実務上の検証を行い、当該検証を踏まえ、19 年 11 月に、三極特許庁間で、共通出願様式の見出し及びその順序等について最終合意した。